

京都市交通局管理規程 5-1-1（京都市交通局職員の公益法人等への派遣等に関する規程）の一部を次のように改正する。

平成19年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田與三右衛門

第4条第2項中「退職手当の」の右に「基本額の」を加える。

第6条第3項中「第4条第1項」を「第4条」に改める。

附 則

この改正規程は、平成19年4月1日から施行する。

（交通局企画総務部職員課）